

専門学校における外国人留学生受入れと日本語教育 —日本語教育の実施形態を類型化する—

二子石 優

(東洋大学国際教育センター)

専門学校における外国人留学生受入れと日本語教育 —日本語教育の実施形態を類型化する—

二子石 優（東洋大学国際教育センター）

要旨

本研究では、専門学校制度の成立経緯および専門学校における留学生受入れ統計データを踏まえ、現在の専門学校における日本語教育の実施形態を類型化した。制度の成立経緯からは、制度が持つ外国人を排除する力と、「労働者としての外国人」を求める力の2つの力のずれが生じていることが明らかになった。統計データからは、専門学校の中でも留学生に大きく依存する学校もある一方で、留学生を受け入れる専門学校は全体の約3割に過ぎず、留学生に対する依存の度合いが大きく異なることが明らかになった。これらの状況を踏まえて、日本語教育の実施形態を①日本語専攻、②上級日本語専攻、さらには日本語以外の専攻における③必修科目、④選択科目、⑤非正規科目の5つに分類した。

キーワード：

専門学校、外国人留学生、日本語教育

目次

1. はじめに	24
1.1 研究課題	24
1.2 分析方法	25
2. 専門学校制度の成立経緯から見る留学生の受入れ	25
3. 統計データから見る専門学校における留学生の受入れ	27
4. 日本語教育の実施形態	29
4.1 日本語専攻	29
4.2 上級日本語専攻	30
4.3 日本語以外の専攻における必修科目	30
4.4 日本語以外の専攻における選択科目	31
4.5 日本語以外の専攻における非正規科目	31
5. 考察	32
6. おわりに：本研究の問題点と今後の課題	33

1. はじめに

1.1 研究課題

専修学校専門課程（以下、1976年の専修学校制度成立以降の専修学校（専門課程）について述べる際には単に専門学校と表記する。）で学ぶ外国人留学生（以下、留学生）が増加している。2008年に開始された「留学生30万人計画」（以下、「30万人計画」）は、2019年に日本学生支援機構『外国人留学生在籍状況調査』で312,214人となったことで2020年までの計画を1年前倒しする形で達成された（日本学生支援機構2022）。その後、新型コロナウイルス感染症拡大により留学生数は2022年に231,146人まで減少したが（日本学生支援機構2022）、2023年4月に実施された教育未来創造会議において、2033年までに年間40万人の留学生を受け入れることが表明された（教育未来創造会議2023）。ポスト「30万人計画」においてもこれまでの留学生受入れ拡大路線を継続する姿勢を見せたと言える。

しかし、これまでの留学生受入れの拡大、特に専門学校における留学生数の拡大には様々な課題が伴ってきた。太田（2020）は「30万人の数値目標達成は、ひとえに日本語学校と専修学校の急激な留学生増加によってもたらされた」と指摘する。その背景には、日本語学校の学生誘致先が中国、韓国、台湾といった漢字圏から、ベトナム、ネパールなどの非漢字圏中心へとシフトしたこと、増加した非漢字圏出身者の多くが日本語学校から専門学校へ進学したことが挙げられる。さらに、この時期に増加した非漢字圏出身者について、佐藤（2016）は英語コースや日本語専攻でない場合、日本語による授業を十分に理解できない者が相当数いることが懸念されると述べている。

一方で、18歳人口減少の影響を受け、日本人学生だけでは経営が成り立たない専門学校も増加し、留学生の受入れが学校経営（生き残り）の一つの方策としてとられるようになった。このような状況を懸念した文部科学省と出入国在留管理庁は共同調査を行い、専門学校について、「実質的に予備教育課程として運用し、日本語能力が十分ではない留学生を受け入れている」と指摘している（文部科学省・出入国在留管理庁2019）。

このように量の拡大を伴いつつ、専門学校に進学する留学生が漢字圏から非漢字圏へシフトし、日本語能力が懸念される学生が増加したこと、一方で、日本語能力が十分ではない留学生を受け入れる専門学校が存在することで、専門学校進学後においても日本語教育の必要性が高まっている。この現状を放置したままでは専門学校における教育の質と学習成果の保証が担保できず、結果的に十分な知識・技術を持たないまま専門学校を卒業し、留学の本来の目的を達成できない学生が増加してしまうだろう。それにもかかわらず、国内の日本語教育を全体的に把握する唯一の調査である文化庁『国内の日本語教育の概要』では専門学校における日本語教育は調査の対象外とされており⁽¹⁾、実態は不明な点が多い。専門学校における留学生の受入れに関する実態調査については、2006年度から2012年度までは全国学校法人専門学校協会が実施してきた。2013年度以降は、文部科学省の

委託事業として職業教育・キャリア教育財団、三菱総合研究所、日本国際協力センターがそれぞれ委託を受け実施してきた。この調査では留学生の日本語能力や日本語教育環境に関する課題及び学習支援などについて報告されている。しかし、この調査からは専門学校業界としてどのような課題や学習支援を行っているのか、全体像を捉えるには十分とは言えない。専門学校における留学生数が拡大した現在、学校もしくは学科によって日本語教育は幅広く実施されており、いくつかの類型化がみられる。そして、日本語教育の類型化の試みは、実態に即した適切な留学生支援のための予算請求や政策提言を行うためにも必要な視点である。そこで、本稿では専門学校における留学生の受入れの実態に迫る一つの手段として、日本語教育の実施形態の類型化を試みる。

1.2 分析方法

専門学校における日本語教育の実施形態の類型化を試みるため、第2章では、専門学校にかかわる各種文献および行政資料から専門学校制度の成立経緯を論じる。制度の成立経緯を追う際には、外国人および外国人留学生の受入れについて時代ごとにどのように対応してきたのかに着目しながら分析していく。

第3章では、専門学校における留学生の受入れ状況について、統計データに基づき分析する。分析の視点は専門学校における留学生受入れの変化及び専門学校卒業生の国内就職者数について着目する。

第4章では、専門学校関係者への聞き取りを参考に、日本語教育の実施形態を試案として類型化を行う。聞き取り調査は、2022年から2024年にかけて、教育・社会福祉分野の専門学校、工業分野の専門学校、商業実務分野の専門学校、文化・教養分野の専門学校、文化・教養分野、工業分野、医療分野の専門学校の5校に行った⁽²⁾。聞き取り調査の時間は約60分とし、参加者から個別に承諾を得たうえで、音声録音を行った。聞き取り内容は各校の留学生支援（日本語教育・キャリア支援）、現在の留学生受入れ体制と課題についてうかがった。本聞き取り調査は、5校という限られた情報源という点では限界がある。しかし、専門学校における留学生受入れにかかわる歴史的背景や統計データなどの情報も補うことで、日本語教育の実施形態の類型化を試みた。

2. 専門学校制度の成立経緯から見る留学生の受入れ

今日の専門学校制度は各種学校を源流とし、その歴史は明治12年（1879年）までさかのぼる。この年、「教育令」第2条において「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種ノ学校トス」⁽³⁾と述べ、「小学校中学校大学校師範学校専門学校」以外の学校を一括りに「各種ノ学校」として、制度化された学校以外の学校の総称として位置付けられたとされる（土方2008）。

日本の敗戦後、1946年には日本国憲法が公布、第26条の「教育を受ける権利」「教育

を受けさせる義務」に則り、翌 1947 年に教育基本法及び学校基本法が施行された。日本の学校体系は、学校基本法によって定められており、その第 1 条に定められた「幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校」がいわゆる「一条校」として教育機関の中核をなしている。さらに、第 1 条に示された学校以外に人々の多様な教育需要に対応するために「学校教育に類する教育」を行うものとして第 134 条において各種学校が位置付けられた。1956 年には全国統一の「各種学校規定」（昭和 31 年文部省令第 31 号）が制定された。これにより、修業期間は 1 年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程については 3 カ月以上 1 年未満）、年間授業時数 680 時間以上の学校と定められ、公立の場合は都道府県教育委員会が、私立の場合は都道府県知事が設置の認可を行うことになった。

韓（1996）は 1950 年代半ばごろ、文部省が「各種学校規定」の上に、より積極的な各種学校整備案、すなわち専修学校制度を構想していたことを紹介している。さらに、1960 年代に入り、政府の経済計画の一環として教育訓練政策が積極的に取り上げられ、専修学校の制度化への動きが形成されていったと述べる。1966 年には各種学校制度に代えて、新たな各種学校制度と外国人学校制度の創設を内容とする学校教育法の一部を改正する法律案要綱が提出された。韓（1996）は、ここで文部省は、それまでの「各種学校」、各種学校の中でも設備等が整った専門的技術・技能の教育を目的とした「専修学校」、在日朝鮮人を中心とする外国人に対する「外国人学校」の 3 つの学校制度を設立させようとしていたと分析する。しかし、度重なる廃案の結果、「外国人学校」制度は断ち切れとなり、1976 年に「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う」学校として専修学制度が成立し、各種学校のうち設置基準（「専修学校設置基準」）を満たすものが専修学校へと移行していった。このような制度成立経緯から学校基本法第 124 条には「我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く」という一文が入り、専修学校は「日本人」のための学校という位置づけが強くなった。

以上のような背景から、1980 年代から 2000 年代にかけて専門学校における留学生の受入数は総入学定員の 2 分の 1 までという規定があった⁽⁴⁾。しかし、「30 万人計画」が開始された 2 年後の 2010 年には、外国人留学生受入れ拡大の観点からその制限は撤廃された⁽⁵⁾。

一方、それまでの留学生政策は卒業（修了）後、帰国をすることを前提としていたが、2010 年代からは、日本で就職を推進するような施策が次々と打ち出されるようになった。その一つとして 2011 年に専門学校の修了資格である専門士の資格が得られれば国内就職が可能になった点がある⁽⁶⁾。専門学校を卒業した留学生の場合、在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」など就労系の在留資格への変更にあたり、専攻内容と職種との関連性が問われるという条件があるものの、専門学校を卒業して、国内就職をする数は大幅に増加した。しかし 2024 年現在、美容・理容や調理分野のように、専門学校

で学び、専門士の資格を得たとしても、就職にあたって、国内での就労に適した在留資格を取得することができないものもある⁽⁷⁾。このように、労働人口の減少により専門学校を卒業した留学生に対する国内企業での雇用の需要は増大したが、業界によっては在留資格の認可の方針から、いまだに外国人を排除するようなものもある。

3. 統計データから見る専門学校における留学生の受入れ

専門学校の設置・運営は「専修学校設置基準」（昭和51年文部省令第2号）に基づき、公立の場合は都道府県教育委員会が、私立の場合は都道府県知事が認可を行う。同基準では昼間学科の年間授業時数は1年にわたり800時間以上と定められている。課程は「高等課程」（前期中等教育（中学校）卒業後に進学する3年制の課程）、「専門課程」（後期中等教育（高等学校）卒業後に進学する1年から4年間の課程）、「一般課程」（特に定めなし）の3つがあり、このうち「専門課程」をもつ学校だけが専門学校と称することができる。教育内容は「工業」「農業」「医療」「衛生」「教育・社会福祉」「商業事務」「服飾・家政」「文化・教養」の8つの分野に分類される。2024年度の文部科学省学校基本調査によると、2023年時点で専門学校数は2,693校（私立93.1%）、学生数は555,342人である（文部科学省2024）。同年の大学数は810校（私立76.8%）、学部在籍学生数は2,632,775人であった（文部科学省2024）。学校数は大学の3倍、一方で学生数は4分の1以下であり、学生数が少ない小規模校の数が多いことが特徴といえる。

図1は在籍段階別の外国人留学生の推移を表している。専門学校に在籍する留学生は

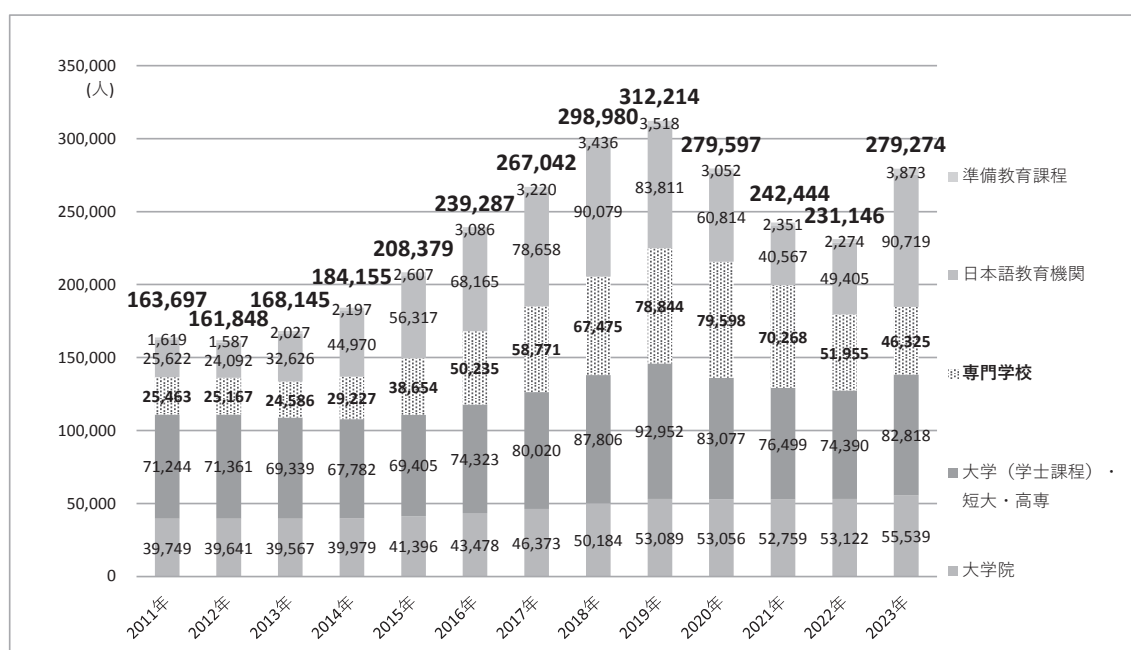


図1：在籍段階別外国人留学生数の推移

出典：日本学生支援機構『外国人留学生在籍状況調査結果』各年より筆者作成

2011 年の 25,463 人（留学生全体の 15.6%）から 2013 年の 24,586 人（同 14.6%）までは横ばいだった。しかし、2014 年ごろから実数・割合ともに増加し始め、2020 年にはピークの 79,598 人（同 28.5%）に達した。その後、コロナ禍の影響を受け、2023 年には 46,325 人（同 16.6%）まで減少した。コロナ禍の影響による学生数の減少について、大学が 92,952 人（2019 年）から 82,818 人（2023 年）の 10,134 人減（増減率 -10.9%）に比べて、専門学校の減少数が、78,844 人（2019 年）から 46,325 人（2023 年）の 32,519 人減（増減率 -41.2%）と大きい要因は、入学経路にある。二子石（2021）は日本学生支援機構による統計資料「入進学直前在籍機関からの外国人留学生入進学者数」を分析し、専門学校の新入学生の約 8 割が日本語教育機関と準備教育機関（いわゆる日本語学校）からのルートであることを指摘している。そのため、日本語教育機関・準備教育課程での学生減少が 1、2 年遅れで専門学校生での学生減少につながっている。

さらに、専門学校生の増加には留学生の出身国の変化がある。日本の受入れ留学生の出身国・地域は 2014 年を境にして、ベトナム、ネパールといった非漢字圏出身者が増加し、その数は 2011 年の 28,331 人（留学生全体の 20.5%）から、ピークの 2019 年の 159,856 人（同、51.2%）へと大きく増加した（日本学生支援機構 2023）。専門学校については、2011 年 4 月に入学した留学生⁽⁸⁾の出身国は中国 9,564 人（69.4%）、韓国 1,375 人（10.0%）、台湾 794 人（5.8%）と上位 3 か国は漢字圏出身者が占めていた（全国学校法人立専門学校協会 2012）。それが、2023 年に入学した留学生⁽⁹⁾はベトナム 3,690 人（26.8%）、中国 3,368（24.5%）、ネパール 2,813 人（20.4%）と非漢字圏のベトナムとネパールが上位にランクするようになった（日本国際協力センター 2024）。このように、2014 年以降に中国に加え、ベトナムやネパール等の非漢字圏出身者も専門学校に流入したことにより、学生総数を押し上げたと言える⁽¹⁰⁾。

図 2 は在籍段階別外国人留学生の国内就職者数の推移を示している。「30 万人計画」以前は、留学後は帰国を前提とした政策であったが、「30 万人計画」下においては、国内の労働力人口の不足を背景に、留学生に日本での就職を勧め、定住化を推奨するものへと転換していった（佐藤 2018）。その結果、留学生の国内就職者数は 2011 年度の 8,418 人から 2022 年度の 29,445 人へと約 3.5 倍増加した。特に専門学校卒業後の国内就職者数の増加は著しく、2022 年度には 15,280 人が国内就職をしており、この数は同年の修士課程・専門職学位課程修了者数の約 4 倍、大学（学部）・短大・高専卒業者数の 2.4 倍にも達している。

専門学校における留学生の増加を受け、2018 年に文部科学省は専門学校での留学生受入れ状況を調査した。その結果、私立専門学校 2,610 校中、留学生を受け入れている学校が 871 校（全体の 33.4%）あり、半数以上が留学生である学校は 195 校（同、7.5%）、そのうち全学生が留学生の学校が 45 校（同、1.7%）存在することが明らかになった（文部科学省 2019）。本調査により、一部の専門学校で留学生への依存度の高さが浮き彫りになると同時に、留学生を受け入れていない専門学校は 1,739 校（66.7%）にものぼった。こ

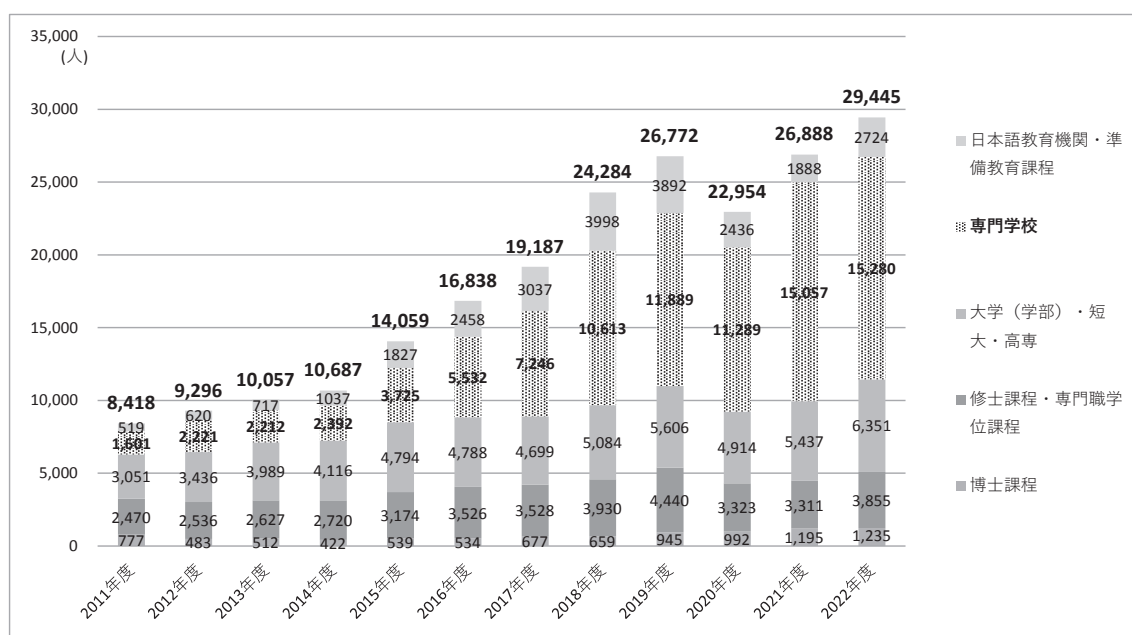


図2：在籍段階別外国人留学生数の国内就職者数の推移

出典：日本学生支援機構『外国人留学生進路状況調査結果』各年より筆者作成

のように専門学校業界全体から見ると、留学生教育および、それに付随する日本語教育の必要性は一部の学校にとっては切実な問題であるものの、半数以上の学校にとっては、関係のないことなのである。

4. 日本語教育の実施形態

専門学校関係者への聞き取り調査を踏まえ、日本語教育の実施形態を①日本語専攻、②上級日本語専攻、さらには日本語以外の専攻における③必修科目、④選択科目、⑤非正規科目の5つに類型化する。類型化の際は、日本語教育を実施する枠組み（学科、科目、科目外）、入学経路、学習者の日本語レベル、授業担当者、教育内容、卒業後進路の観点から分析を行う。

4.1 日本語専攻

1つ目は日本語専攻である。これは一つの学科として設置され、「日本語学科」などの学科名で呼ばれることが多い。この学科の設置認可は「日本語教育機関の告示基準」（2024年4月以降「認定日本語教育機関認定基準」）に基づく。これは法務省告示の日本語教育機関（いわゆる「日本語学校」）の設置基準であり、専門学校が設置している日本語学校という見方もできる⁽¹¹⁾。この類型を持つ専門学校数は文部科学省、法務省ともに公開していないため、正確な数字は不明だが、法務省告示の日本語教育機関を持つ専門学校の団体である全国専門学校日本語教育協会の加盟校数は50校（2021年時点）にのぼる。入学

経路は日本語学校と同様に海外からが中心で、最大2年間の日本語学習を行う。学習者の日本語レベルは初級から上級にわたる。日本語教育担当者は「日本語教育機関の告示基準」で定められた日本語教員資格を持つ日本語教師で、教育内容は総合日本語、進学予備教育などである。卒業後進路は日本語学校と同様に進学が多く、2020年度にこの類型を卒業した2,483人中、1,989人(80.1%)が専門学校や大学、大学院へと進学をしている(日本国際協力センター 2022)。

4.2 上級日本語専攻

2つ目は上級日本語専攻である。これも上述した日本語専攻と同様に1つの学科として設置され、「進学日本語学科」などの学科名で呼ばれることが多い。一般的には日本語学校を卒業した学生がこの種の学科に進学し、1～2年間、大学や大学院受験のための準備を行う。そのため、日本語レベルは上級から超級レベルであることが多く、進学予備教育のノウハウを持つ専門教員や日本語教師が教鞭をとり、進学予備教育に特化した授業を実施する。文部科学省委託「平成29年度専修学校グローバル化対応推進支援事業」調査以降、「文化・教養」の分野に「上級日本語(進学・編入含む)系」という項目が追加された(三菱総合研究所 2018)。このタイプの学科を設置する専門学校を見ると、元来、日本人対象の進学予備校を運営していた専門学校が多い傾向にある。しかし、専門学校の設置審査監督官庁の一つである大阪府は2021年2月(同年7月改定)、これまで認可してきた上級日本語学校(進学・編入含む)系の学科について、既存の学科については定員増加を認めないことと、また新設を認可しないことを明らかにした⁽¹²⁾。このような経緯から、「30万人計画」達成の前には、設置認可の緩和が行われたものの、数値目標が達成されたのちには、設置認可の引き締めが行われたと考えることもできる。

4.3 日本語以外の専攻における必修科目

3つ目は日本語以外の専攻における必修科目である。これはカリキュラム内で、ある一定の割合の科目が日本語教育として実施されるものである。入学経路は日本語学校からが最も多く、二子石(2021)は、2019年4月生の専門学校1年生の入学経路は79.9%が日本語学校を経由していると紹介している。専門学校への入学資格要件は、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」で定められている。最新の2022年改訂版によると、日本語能力試験N1又はN2、日本留学試験200点以上、BJTビジネス日本語能力テスト400点以上といった試験の段階やスコア等の日本語能力の基準を示すとともに、法務大臣により告示されている日本語教育機関で6か月以上の日本語教育を受けた者との規定がある(全国専修学校各種学校総連合会 2022)。日本語能力がN2レベルに達しない中級レベルの学生も、日本語学校での半年間以上の日本語教育を以って、専門学校に入学することができる。その結果、学生の日本語レベルは中級から、上は超級レベルまで幅広いと言える。日本語の授業担当者は日本語教師や、専門学校講師であり、留学生の比重が高い学科(ビ

ビジネス系や観光系など)では日本語能力試験対策やBJT ビジネス日本語能力テスト対策、ビジネス日本語(就職活動対策などキャリア教育を含む)などが正規の必修科目として行われる。その背景としては、日本企業は外国人採用において、文系、理系を問わず「日本語力」と「コミュニケーション能力」を最も重視しており(ディスコキャリアタスリサーチ2024)、専門学校が職業教育機関であればこそ、分野を問わず日本語教育が重視されると言える。卒業後進路は国内就職以外に、国内進学者数も存在し、学科別に見ると、デザイン系学科を卒業した学生の38.0%、ビジネス系学科を卒業した学生の24.5%、観光系学科を卒業した学生の18.1%が国内の専門学校や大学などへ進学しており、専門学校が進学準備教育機関としての側面も併せ持っていると言える(日本国際協力センター2022)。

4.4 日本語以外の専攻における選択科目

4つ目は日本語以外の専攻における選択科目である。これも上述4.3と同様にカリキュラム内で、一定の割合の科目が卒業要件に含まれるか否かを問わず、選択科目の一つとして日本語科目が実施されているものである。入学経路も上述4.3同様に日本語学校からが最も多く、日本語レベルは中級レベルから超級レベルである。授業担当者は日本語教師や専門学校講師であり、教育内容は日本語能力試験対策や学科で用いられる日本語(専門用語)のフォローアップ、就職活動対策が中心である。特に、全学生に対する留学生の比率が低い学科においては選択科目として日本語教育が採用されやすいと考えられる。聞き取り調査を行った工業分野の専門学校では、協力関係にある日本語学校から講師を招聘し日本語能力試験対策を選択科目として実施しているという。日本語能力試験対策を行う理由はN1、N2といった成果の見える目標を定めやすいためだという。

4.5 日本語以外の専攻における非正規科目

5つ目は日本語以外の専攻における非正規科目である。正規科目以外での対応であるため、ホームルームや放課後、また長期休暇中に集中講義として実施され、一般的に日本語教育は修了卒業要件には含まれない。入学経路は上述4.3、4.4と同様に日本語学校からが多く、日本語レベルは中級から超級である。授業担当者は協力関係にある日本語学校からの講師招聘や、専門学校講師が担っている。教育内容は日本語能力試験対策や学科で用いられる日本語(専門用語)のフォローアップ、就職活動対策が中心で、実習中心のカリキュラムや、国家資格に準拠したカリキュラムがある学科の場合、必修・選択科目共に日本語教育を組み込めないため正規の科目外に日本語教育を行うことになる。特に介護系専門学校においては、非漢字圏出身者の増加に伴い、十分な日本語能力を持たない留学生に対する日本語のフォローアップが課題となっている。聞き取り調査を行った教育・社会福祉分野(介護系)専門学校では、担任教師(非日本語教師)がホームルームや午後の空き時間に日本語能力試験対策などを行っていた。

5. 考察

専門学校制度の成立経緯及び専門学校における留学生にかかわる統計データを分析したうえで、専門学校における日本語教育の実施形態を類型化してきた。

制度の成立経緯からは、歴史的に外国人を排除する力がある一方で、近年の労働力不足から生じた「労働者としての外国人」を求める力があり、その供給源として専門学校が存在していた。統計データの分析からは、専門学校の中でも学校経営（生き残り）の観点から留学生に依存する学校も現れた一方で、留学生を受け入れる専門学校は全体の約3割に過ぎないことがわかった。このような背景から、専門学校業界全体として、留学生教育及び日本語教育について共通の課題認識を持ちにくい状況であり、その結果、専門学校における日本語教育は各校の裁量に任されてきたと言えるだろう。

以上の考察を踏まえ、関係者への聞き取りを参考に、表1のように①日本語専攻、②上級日本語専攻、さらには日本語以外の専攻における③必修科目、④選択科目、⑤非正規科目の5つに分類した。

類型によって日本語学習時間は大きく異なり、類型①②のように学科としての日本語教育カリキュラムを組んでいるものもあれば、③④のように専門教育のカリキュラム内に日本語教育を組み込んでいるもの、⑤のようにカリキュラム外で日本語教育を行っているものに分けられる。以下、類型化したうち、3点について考察を行う。

今回の類型化の②上級日本語専攻については、学生から日本語学校卒業後にも引き続き日本語教育（進学予備教育）のニーズがあり、日本語教育が専門学校での専門教育として成立している。一方で、このような学科の新設や定員増を認めない都道府県の動きも紹介した。日本語学校卒業と同時に進学先を確保しなければ在留資格が得られない留学生にとって、同様の需要は存在し続けるだろう。今後、専門学校における専門教育とは何かと

表1：専門学校における日本語教育の実施形態

	類型名	実施 枠組み	入学経路	日本語 レベル	授業担当者	教育内容	卒業後 進路
類型①	日本語専攻	学科	海外	初級～ 上級	日本語教師（資格保持者）	総合日本語・進学予備教育	進学
類型②	上級日本語専攻	学科	国内日本語学校	上級～ 超級	日本語教師・専門学校講師 （進学ノウハウがある教師）	進学予備教育	進学
類型③	日本語以外の専攻における 必修科目	科目	国内日本語学校	中級～ 超級	日本語教師・専門学校講師	日本語能力試験対策 BJT対策 就職活動対策	国内就職 進学
類型④	日本語以外の専攻における 選択科目	科目	国内日本語学校	中級～ 超級	日本語教師・専門学校講師	日本語能力試験対策 専門用語のフォローアップ 就職活動対策	国内就職
類型⑤	日本語以外の専攻における 非正規科目	科目外	国内日本語学校	中級～ 超級	専門学校講師	日本語能力試験対策 専門用語のフォローアップ 就職活動対策	国内就職

いう根本に立ち返り、このような学科をどう扱っていくか考えていく必要がある。

類型③日本語以外の専攻における必修科目については、専門教育と日本語教育の境界の消滅が指摘できる。極端な例を挙げれば、日本語能力試験 N2 を持たない留学生在がビジネス系専門学校において N2 の試験対策をすることは、ビジネス系専門学校の教育として成立するのである。そこまで極端でなくても、ビジネス系専門学校においてビジネス日本語の授業を実施することは、専門学校卒業後の進路を考えると必須の内容といえる。同様に類型④選択科目においても、留学生の国内就職を考えると、キャリア支援が必須であり、それを日本語の授業として行うことで、専門教育と日本語教育の境界の消滅は指摘できる。

最後に、類型⑤日本語以外の専攻における非正規科目については、非漢字圏出身者を多く受け入れる介護系専門学校など、最も日本語のフォローが必要な学生に十分な日本語教育を提供できているのかといった疑問が生じる。長期履修制度や半年から1年間の準備課程設定など制度変更も含めた抜本的な日本語教育強化を考える必要がある。その際には「特定技能」など、就労系の在留資格を持ち、同様の職種に就く外国人労働者に対する日本語教育も充実させるなどの在留資格を横断した施策の実施が必要になるだろう。

6. おわりに：本研究の問題点と今後の課題

本稿では専門学校関係者への聞き取り調査に基づき、日本語教育の類型化を行った。しかし、これは限られた情報から作成した点で限界がある。今後は専門学校全体へのアンケート調査などを実施し、日本語教育の実態を把握し、そのうえで今回提示した類型をより実態に即したものにしていくことが課題である。

謝 辞

本研究は公益財団法人日本漢字能力検定協会「漢字・日本語教育研究助成制度」の助成を受けて実施した研究成果の一部である。この場を借りて感謝申し上げます。また、本調査に協力して下さった専門学校の関係者の皆様に心よりお礼を申し上げます。

注

- (1) 専門学校が設置する法務省告示の日本語教育機関（いわゆる日本語学校）は調査の対象。
- (2) 主な聞き取り対象校と聞き取り日は、教育・社会福祉分野の専門学校（2022年3月29日）、工業分野の専門学校（2022年5月23日）、商業実務分野の専門学校（2023年4月13日、2023年6月9日）、文化・教養分野の専門学校（2024年2月27日）、文化・教養分野、工業分野、医療分野の専門学校（2024年3月7日）である。
- (3) 「教育令」における「専門学校」とは、同令7条の「専門学校ハ専門一科ノ學術ヲ授クル所トス」と定められた専門教育を行う単科の高等教育機関で、その多くは今日の大学の前身

となっており、今日の専門学校とは系統を異にするものである。

- (4) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて（通知）」（平成2年6月29日付け文学留第168号）記4（3）
- (5) 「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」（平成22年9月14日付け文科生第473号）記2（2）
- (6) 「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（平成23年7月1日）
- (7) 専門学校を卒業した留学生が美容師として国内で就職するには、国家戦略特区内でのみ、一定の要件の下で5年間を上限として就労が認められている（内閣府・法務省・厚生労働省 2021）。同様に専門学校を卒業した留学生が調理師として国内で就労するには、10年以上の実務経験があれば在留資格「技能」を取得できるが、一般的には、「特定技能1号（外食分野もしくは飲食料品製造分野）」（最大5年間）、「特定活動（日本の食文化海外普及人材育成事業）」（最大5年間）と、在留期限が定められた帰国を前提とした制度となる。
- (8) 全国2,260校中、回答を得た1,492校（回答率66.0%）のうち、「留学生が在籍している」と答えた485校の入学者数及びその割合である（全国学校法人立専門学校協会 2012）。
- (9) 全国2,690校中、回答を得た1,777校（回答率66.1%）のうち、「留学生が在籍している」と答えた558校の入学者数及びその割合である（日本国際協力センター 2024）。
- (10) コロナ禍以降、ベトナムからの留学生は専修学校に限らず全体的に減少傾向にあり、日本が留学先として選ばれなくなっている（日本国際協力センター 2024）。
- (11) 2024年4月に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（いわゆる「日本語教育機関認定法」）が施行され、これまでの法務省による告示（法務省告示日本語教育機関）から、文部科学省による認定制度（認定日本語教育機関）へと移行した。しかし、本論文を執筆している2024年秋現在、制度移行中のため、旧制度である「日本語教育機関の告示基準」を満たし法務省によって告示された日本語教育機関について論じる。
- (12) 大阪府私立専修学校・各種学校設置認可等に関する審査基準解釈指針（2021年5月策定、7月改正）

引用文献

- 太田 浩（2020）「日本の外国人留学生受入れ政策とポスト30万人計画に向けた課題」『異文化間教育』第51号、pp.38-57.
- 教育未来創造会議（2023）「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kyouikumirai/pdf/230427honbun.pdf>（2024年9月30日閲覧）
- 佐藤由利子（2016）「非漢字圏出身私費留学生のニーズと特徴：日本学生支援機構・私費留学生生活実態調査の分析結果から」『留学交流』Vol.69、pp.1-16.
- 佐藤由利子（2018）「移民・難民政策と留学生政策：留学生政策の多義性の利点と課題」『移民政策研究』第10号、pp.29-43.
- 全国学校法人専門学校協会（2012）「専門学校における留学生受け入れ実態に関する調査研究報告書－平成23年度－」
https://www.zensenkaku.gr.jp/sk/sen_pdf/sen1204.pdf（2024年9月30日閲覧）

- 全国専修学校各種学校総連合会（2022）「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」http://zensenkaku.gr.jp/cource/vocational_college/standing/ukeirekiyaku220224.pdf（2024年9月30日閲覧）
- ディスコキャリアタスリサーチ（2024）「外国人留学生／高度外国人材の採用に関する企業調査」https://www.disc.co.jp/wp/wp-content/uploads/2024/01/202312_kigyou-global-report.pdf（2024年9月30日閲覧）
- 内閣府・法務省・厚生労働省（2021）「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領」https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/youryou_biyoushi.pdf（2024年9月30日閲覧）
- 日本学生支援機構（2010－2023）「外国人留学生在籍状況調査結果（平成22年度～令和5年度）」<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/enrollment/>（2024年9月30日閲覧）
- 日本学生支援機構（2012－2023）「外国人留学生進路状況調査結果（平成22年度～令和4年度）」<https://www.studyinjapan.go.jp/ja/statistics/career-and-degrees/>（2024年9月30日閲覧）
- 日本国際協力センター（2022）「令和3年度『専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査』（専修学校留学生の学びの支援推進事業）成果報告書」<https://www.jice.org/news/docs/Report202203.pdf>（2023年6月23日閲覧）
- 日本国際協力センター（2024）「令和5年度『専門学校における留学生受入等実態に関するアンケート調査』（専修学校留学生の学びの支援推進事業）成果報告書」<https://jice.org/news/2024/03/Report202403.pdf>（2024年9月30日閲覧）
- 韓民（1996）『現代日本の専門学校：高等教育の意義と課題』玉川大学出版部
- 土方苑子（2008）『日本の各種学校：明治東京・私立学校の原風景』東京大学出版会
- 二子石優（2021）「留学生30万人計画の達成とその実情を探る：留学生の入学経路と卒業後進路に関する一考察」『留学交流』Vol.120、pp.43-61.
- 三菱総合研究所（2018）「平成29年度 専門学校における留学生受入れ等実態に関するアンケート調査」アンケート結果 中間報告」https://study-japan-ptc.jp/download/pdf/h29_ryuugaku_enquete_chukan.pdf（2024年9月30日閲覧）
- 文部科学省（2019）「私立専門学校における留学生の受入れ状況の把握に関する都道府県の取組についての調査結果とそれを踏まえた一層の取組について」https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/_icsFiles/afieldfile/2019/04/26/1416308_1_1.pdf（2024年9月30日閲覧）
- 文部科学省（2024）「文部科学統計要覧（令和6年版）」https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1417059_00009.htm（2024年9月30日閲覧）
- 文部科学省・出入国在留管理庁（2019）「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」https://www.mext.go.jp/content/1422263_003.pdf（2024年9月30日閲覧）

Acceptance of International Students and Japanese Language Education at Professional Training Colleges: Categorizing the Implementation of Japanese Language Education

Yu FUTAGOISHI

(Center for Global Education and Exchange, Toyo University)

Abstract

This study categorizes the current forms of Japanese language education in professional training colleges, based on the historical development of the professional training college system and statistical data on the acceptance of international students at these institutions. An analysis of the system's historical background revealed a discrepancy between the exclusionary tendencies toward foreigners and demand for “foreign workers.” Statistical data showed that while some professional training colleges are heavily dependent on international students, only about 30% of these schools accept them, resulting in significant differences in the degree of reliance on international students. Based on these findings, the forms of Japanese language education were classified into five categories: (1) Japanese language major, (2) advanced Japanese language major, (3) compulsory courses for non-Japanese majors, (4) elective courses for non-Japanese majors, and (5) informal courses.

Key words

Professional Training College, International Students, Japanese Language Education